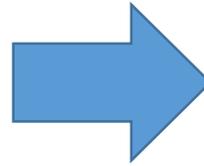


改正の概要（濃厚接触者の待機期間） R4.7.22

- 感染者数が急増
- 社会経済活動の維持



国が濃厚接触者の待機期間を見直し

	これまで	7月22日から(※)
待機期間	7日間 (8日目解除)	5日間 (6日目解除)
待機期間の短縮 ※抗原定性検査キットによる 2回の自費検査で陰性確認	4, 5日目検査で 5日目から解除	2, 3日目検査で 3日目から解除

感染者との最終接触日を0日目とする。

(同一世帯内の場合は、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする。)

※ただし、7日間が経過するまでは・・・

- 検温や自身による健康状態の確認
- 高齢者や基礎疾患のある者との接触を避ける
- 高齢者・障がい児者施設・医療機関への不要不急の訪問を避ける
- 感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける
- マスク着用等感染対策を徹底する